

議案第 80 号

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 23 年 6 月 10 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和 36 年川崎市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 1 級の項第 5 号中「ひじ」を「肘」に改め、同項第 7 号中「ひざ」を「膝」に改め、同表第 4 級の項第 4 号中「ひじ」を「肘」に改め、同項第 5 号中「ひざ」を「膝」に改め、同表第 6 級の項第 5 号中「^{せき}脊柱」を「脊柱」に改め、同表第 7 級の項第 12 号中「女子の^{ぼう}外貌」を「外貌」に改め、同表第 8 級の項第 2 号中「^{せき}脊柱」を「脊柱」に改め、同表第 9 級の項中第 16 号を第 17 号とし、第 15 号の次に次の 1 号を加える。

16 外貌に相当程度の醜状を残すもの

別表第 3 第 11 級の項第 7 号中「^{せき}脊柱」を「脊柱」に改め、同表第 12 級の項第 14 号中「男子の^{ぼう}外貌に著しい」を「外貌に」に改め、同項第 15 号を削り、同表第 14 級の項第 4 号及び第 5 号中「あと」を「痕」に改め、同項第 10 号を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成23年2月15日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例第5条第3項に規定する消防団員等（以下「消防団員等」という。）が公務により、若しくは消防作業若しくは水防若しくは応急措置の業務（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、新条例の適用の日（以下「適用日」という。）前に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に適用日前に変更があったときに存した障害に係る新条例別表第3の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 消防団員等が適用日前に公務により、若しくは消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した場合（適用日以後に新条例第11条第1項第4号の夫、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹の障害の状態に変更があった場合又は新条例第12条第4項に規定する場合において同項の遺族補償年金を受ける権利を有する妻が同項第2号に該当するに至ったときを除く。）又は適用日前に新条例第12条の5第2号に該当することとなった場合における当該消防団員等の遺族の障害の状態の評価については、なお従前の例による。
- 4 消防団員等が公務により、若しくは消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、平成22年6月10日から適用日の前日までの間に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に当該期間において変更があったときに存した障害（改正前の条例（以下「旧条例」という。）別表第3第12

級の項第14号又は第14級の項第10号に該当するものに限る。) については、附則第2項の規定にかかわらず、それぞれ当該負傷若しくは疾病が治った日又は当該変更があった日から新条例別表第3の規定を適用する。

- 5 消防団員等が平成22年6月10日から適用日の前日までの間に公務により、若しくは消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した場合、若しくは当該期間において旧条例第12条の5第2号に該当することとなった場合であって、当該消防団員等の遺族に障害を有する者があるときにおける当該遺族の障害（旧条例別表第3第12級の項第14号又は第14級の項第10号に該当するものに限る。）又は当該期間において旧条例第11条第1項第4号の夫、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹の障害の状態に変更があったときに存した障害（旧条例別表第3第12級の項第14号又は第14級の項第10号に該当するものに限る。）の状態の評価については、附則第3項の規定にかかわらず、それぞれ当該職員が死亡した日又は当該変更があった日から新条例別表第3の規定を適用する。

参考資料

制 定 要 旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令の一部改正に伴い、障害補償に係る障害の等級区分を改定するため、この条例を制定するものである。